(二)　(一)の確認を受ける場合において、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」の死亡の当時における配偶者等のうちに(一)に掲げる者以外に介護、介助その他収入以外の方法によってその者の生活の安定に主として寄与していた配偶者等がいるときは、当該寄与していた配偶者等であって主務省令で定めるもののうち当該確認と併せて当該定めるものに該当する旨の確認を受けた者

3　その他所要の経過措置を定めることとした。

（附則第二条関係）

4　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇健康増進法の一部を改正する法律（法律第七八号）（厚生労働省）

1　国及び地方公共団体の責務等に関する事項

(一)　国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとすることとした。（第二五条関係）

(二)　国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすることとした。（第二六条関係）

(三)　国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとすることとした。（第四一条関係）

2　定義

この法律における「たばこ」等の用語を定義することとした。（第二八条等関係）

3　特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

(一)　何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）においては、特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の喫煙禁止場所で喫煙をしてはならないものとすることとした。（第二九条第一項並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

(二)　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(一)に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとすることとした。（第二九条第二項関係）

(三)　人の居住の用に供する場所、旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとすることとした。（第四〇条関係）

(四)　何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとすることとした。（第二七条第一項関係）

(五)　特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとすることとした。（第二七条第二項関係）

4　特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項

特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとすることとした。（第三〇条第一項関係）

5　喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項

(一)　第二種施設等の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への二〇歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとすることとした。（第三三条第一項～第三項関係）

(二)　喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への二〇歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室設置施設標識」という。）を掲示しなければならないものとすることとした。（第三五条第一項～第三項関係）

(三)　第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(三)において同じ。）をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への二〇歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。）及び指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨等を記載した標識（以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとすることとした。（附則第三条第一項関係）

(四)　既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への二〇歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙可能室標識」という。）及び喫煙可能室が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙可能室設置施設標識」という。）を掲示しなければならないものとすることとした。（附則第二条第一項関係）

(五)　喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下「喫煙専用室設置施設等」という。）、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下「喫煙目的室設置施設」という。）、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等（以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。）又は喫煙可能室が設置されて